

慶弔見舞金規程

株式会社 リィツメディカル

平成27年4月1日制定
平成年月日届出

慶弔見舞金規程

(適用範囲)

第1条 就業規則第76条に定める社員の慶弔見舞金の支給については、本規程による。

2. この規程は、就業規則第2条に定める社員に適用する。

(届出)

第2条 社員が本規程の定めるところにより、慶弔金、または見舞金等の支給を受けようとするとき、または祝電並びに弔電を受けようとするときは、速やかに会社に届け出ることとする。ただし、慶弔金または見舞金の支給を受ける場合については、その事実を証明する書類を1ヵ月以内に添付または提示しなければならない。

(慶弔金の種類と範囲)

第3条 慶弔金の種類とその支給範囲は、次のとおりとする。

(1) 結婚祝金

社員が結婚したときに支給する。ただし、再婚の場合で、これまでに結婚祝金の支給を受けたことがあるときは支給しない。また、入社3ヵ月未満の社員には支給しない。

(2) 結婚祝電

社員が結婚したときは、祝電を打つこととする。

(3) 出産祝金

社員または社員の配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。ただし、死産のときまたは出産後10日以内に死亡したときは本項の規程は適用せず、第4項の死亡弔慰金を支給する。

(4) 死亡弔慰金

社員またはその家族が死亡したときは、死亡弔慰金を支払う。

(5) 弔電

社員またはその家族が死亡した場合は、弔電を打つこととする。

(支給額)

第4条 慶弔見舞金の額は、別表1、別表3に定める金額を支給する。ただし、会社が適当と認めた場合は別表に定められた金額によらない場合がある。

(正社員以外の慶弔金)

第5条 正社員以外の社員に対しては、別表4、5に定める慶弔見舞金を支給する。ただし、定年退職後継続雇用社員については、正社員と同様に適用する。

(会社葬等)

第6条 特に功労のあった社員が死亡したときは、死亡の原因・状況等により会社が認めた場合に社葬を行うことがある。

附 則

1. この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
2. この規則の改廃する場合は、社員代表の意見を聴いて行う。